

総務企画委員会記録
<第1号>

平成28年第2回沖縄県議会（5月臨時会）

平成28年5月26日（木曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 平成28年 5月26日 木曜日
開 会 午前11時 7分
散 会 午前11時13分

場 所

第4委員会室

議 題

1 乙第1号議案 専決処分の承認について

出 席 委 員

委 員 長	山 内 末 子 さん
副 委 員 長	仲 田 弘 毅 君
委 員	花 城 大 輔 君
委 員	翁 長 政 俊 君
委 員	具 志 孝 助 君
委 員	照 屋 大 河 君
委 員	高 嶺 善 伸 君
委 員	吉 田 勝 廣 君
委 員	比 嘉 瑞 己 君
委 員	渡久地 修 君
委 員	當 間 盛 夫 君
委 員	大 城 一 馬 君

委員外議員 なし

欠席委員

玉 城 義 和 君

説明のため出席した者の職・氏名

総 務 部 長 金 城 武 君

○山内末子委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

乙第1号議案専決処分の承認についてを議題といたします。

本日の説明員として総務部長の出席を求めています。

乙第1号議案専決処分の承認について、審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 それでは、乙第1号議案専決処分の承認について御説明いたします。

議案は、平成28年第2回沖縄県議会（臨時会）議案にございますが、説明はお配りしております平成28年第2回沖縄県議会（臨時会）総務企画委員会乙号議案説明資料にて行いますので、そちらをごらんください。

1ページをごらんください。

この議案は、沖縄県税条例及び沖縄県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。

地方税法の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることとなったことに伴い、沖縄県税条例及び沖縄県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正し、同日から施行する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定

により専決処分を行いました。

専決処分をした条例の一部改正については、地方税法の一部を改正する法律に基づく内容になっております。

主な改正内容を申し上げますと、まず1つ目に、排出ガス性能及び燃費性能にすぐれた環境負荷の小さい新規登録自動車に対して課する自動車取得税に係る特例措置いわゆるエコカー減税について、「車輛総重量が7.5トンを超えるバス・トラックの適用要件に、平成28年ディーゼル重量車排出ガス規制に適合し、かつ平成27年度燃費基準を満たすもの」を加えることとしております。

2つ目に、平成28年4月1日以後に開始する事業年度に係る大法人の法人事業税の税率について、「所得割を引き下げ、付加価値割及び資本割を引き上げる」こととしております。

以上で、乙第1号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 質疑ではありませんが、エコカー減税の適用対象に7.5トンを超える部分が加わるということですが、今の県税収入の状況から、改正によりどれだけ減るのか。大法人の法人事業税の税率についての所得割引き下げもありますので、現状からどれだけ引き下がるのか。現状はこれだけ取っているけれども、所得割の引き下げでこれだけ減額があるという資料を出していただきたいのですが。

○金城武総務部長 資料として提供いたします。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
どうぞ御退席ください。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○山内末子委員長 再開いたします。
議案の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。
休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決方法等について協議)

○山内末子委員長 再開いたします。
これより、議案の採決を行います。
乙第1号議案専決処分の承認についての議案1件を採決いたします。
お諮りいたします。
ただいまの議案は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。
よって、乙第1号議案は承認することと決定いたしました。
次に、お諮りいたします。
ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきまして
は、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。
以上で、本委員会に付託された議案の処理は全て終了いたしました。
委員の皆さん、大変御苦労さまでした。
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 山内末子